



(03) 3591-6361 3902
 (03) 3591-9819

() ()

21			
514		41	
	4		369
		40	

未来に残そう青い海

海上保安庁が把握する海洋汚染の中で、もっとも多い種類は、油によるものです。主な原因はビルジの違法排出、燃料搭載時におけるバルブ操作ミスなどで、いずれの行いも法律違反として罰せられます。美しく豊かな海を未来に残すため、法令を遵守し、海洋環境保全に努めてください。

平成27年海洋汚染発生状況確認件数		油類の排出原因別件数	
乗客船	104	油類	70
その他	31	その他	27
総数	134件	総数	960件
		乗客船	161
		その他	799

船舶からの違法なビルジの排出の様子 燃料タンク全閉状態確認、油圧計減少を確認する乗務員の様子 燃料搭載時におけるバルブ操作の様子

船舶からのビルジ等の排出基準は平成19年1月1日改正されています。船舶から排出される油類（タンカー等）は、排出前には必ず油類をろ過し、ろ過した油類はすべて油類の排出基準に適合していることを確認してください。

正確な油圧計の読み取りや油圧計の故障による誤作動を防ぐために、油圧計の点検や油圧計の交換を定期的に実施してください。

※油圧計の点検、油圧計の交換は、乗務員の責任で行ってください。

もし一瞬を海上に排出してしまったり、油の排出を発生したら！
 ただちに最寄りの海上保安署もしくは「海のもももは112番」へ通報！

（財）海上保安協会 JCG 海上保安庁 Japan Coast Guard 国土交通省

第 11 回未来に残そう青い海・図画コンクール（募集のご案内）



380mm× 540mm

×
×
270mm× 380mm

名称	住所	電話番号
第一管区海上保安本部	〒047-8560 北海道小樽市港町5-2	0134-27-0118
第二管区海上保安本部	〒985-8507 宮城県塩釜市貞山通3-4-1	022-363-0111
第三管区海上保安本部	〒231-8818 神奈川県横浜市中区北仲通5-57	045-211-1118
第四管区海上保安本部	〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12	052-661-1611
第五管区海上保安本部	〒650-8551 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551
第六管区海上保安本部	〒734-8560 広島県広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111
第七管区海上保安本部	〒801-8507 福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931
第八管区海上保安本部	〒624-8686 京都府舞鶴市字下福井901	0773-76-4100
第九管区海上保安本部	〒950-8543 新潟県新潟市中央区万代2-2-1	025-245-0118
第十管区海上保安本部	〒890-8510 鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	099-250-9800
第十一管区海上保安本部	〒900-8547 沖縄県那覇市港町2-11-1	098-867-0118

×

ショウガクセイイガイカクネン プ ・小学生低学年の部 ショウガクセイコウガクネン プ ・小学生高学年の部 チュウガクセイ プ ・中学生の部	オウボブモン 応募部門 *いずれかNにOをする。	ナマエ お名前	ガクネン 学年	サクンヤ 作者からのメッセージ	ガッコウメイ 学校名	学校の連絡先	最寄りの海上保安部署	返却方法 *いずれかNにOをする。	・最寄りの海上保安部署で受け取る ・郵送(着払い)	受付管区本部	受付日
作者記入欄						先生記入欄			海上保安庁 記入欄		

